

在日中国人家庭の育児形態に関する一考察： 関西在住中国人家庭の育児援助の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科： 都市文化研究センター 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 在日中国人の育児, 育児援助, 育児役割, 母親規範, 親族ネットワーク キーワード (En): Chinese families in Japan, childcare support, childcare role, maternal roles, kin network 作成者: 鄭, 楊 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20171213-161

在日中国人家庭の育児形態に関する一考察

—— 関西在住中国人家庭の育児援助の事例から ——

鄭 楊

要 旨

本研究では、在日中国人家庭の実際に利用している育児援助に焦点をあて、彼らの育児形態を明らかにする。従来の在日外国人の育児に関する研究では、日本語能力といった、日本社会に対する彼らの順応性・適応性という視点に立つものが多かったが、日本語の習熟度のほかに、在留資格、育児における母国の文化の影響、家庭の経済状況などの要因が、その育児行為に影響を与えることについては、殆ど言及されていない。

本研究は、育児援助の選択と利用に及ぼす日中両国における育児文化の影響、夫婦の在留資格の種類、並びに家庭の経済状況に焦点をあてる。育児に関する実態調査の結果、在日中国人家庭においても、育児形態としての家族・親族ネットワークは、中国本土と同様に主要な育児援助として機能していることが分かる。そこでは、それぞれの家庭の在留資格と家庭経済状況の違いによって、①夫婦のどちらかが留学生の家庭の育児形態：「ネットワーク依存型」（周辺社会参加型）、②夫婦が共働きの家庭の育児形態：「中間型（選択利用型）」、③国際結婚の家庭の育児形態：「独立型」という傾向が見られる。

キーワード：在日中国人の育児、育児援助、育児役割、母親規範、親族ネットワーク

（2006年5月10日論文受理、2006年7月7日採録決定 『都市文化研究』編集委員会）

はじめに

法務省入国管理局によれば、平成16年度末における在日外国人登録者¹⁾数は1,973,747人である。10年前の平成6年末と比較すると、その数は約62万人（45.8%）増加しており、日本の総人口の1.55%を占めるほどになった。外国人が激増するにつれて、父母ともに外国人または父母のどちらかが外国人である子どもも増加している。1987年から2001年までの15年間に、日本で出生した外国人を親にもつ子どもの総数は約42万人にのぼり、そのうち母が外国人の子どもが40.4%、父が外国人は23.9%、父

母ともに外国人が35.7%であった²⁾。

在日外国人³⁾が年々増加している中で、彼らの育児に関する研究の必要性が認識されるようになってきているが、その数はまだ少ない⁴⁾。そのうえ、これまでの研究では、親の日本語によるコミュニケーション能力に焦点を当てるものが多く、日本社会に対する彼らの順応性・適応性が育児問題をきたす要因として注目されてきた。

ところが、育児という日常的な営みには、親の育児意識、家庭の経済状況、社会の保育制度、育児支援などが複合的に絡み合っている。そのため、単に親の日本語能力に焦点を当てるだ

けでは在日外国人の育児実態、彼らが抱える育児不安、育児困難の特徴とその固有性は、十分に明らかにできないだろう。同じく異国で育児を行う女性といっても、言語の習熟度のほかに、在留資格、家庭の経済状況、母国の育児文化の影響といった多様な要因がその育児行為に影響を及ぼしているからである⁵⁾。

そこで、本研究では、在日外国人全体の24.7%を占め、国別で第2位となっている在日中国人家庭の乳幼児期における育児形態を研究対象として取り上げ、滞在理由、在留資格の種類、家庭の経済状況、中国と日本の育児文化の影響に着目し、彼女らが実際にどのような育児援助を選択・利用しているかを実証的に明らかにする。

1. 先行研究の整理と検討

1.1 在日外国人家庭の育児に関する近年の主要な研究

これまでの外国人家庭の育児に関する研究は、医療、保健の立場からの研究が多くを占めている。特に、90年代には母子保健に関する研究は重要な研究テーマとなっている⁶⁾。例えば、在日外国人の妊娠分娩の実態においては、困った問題の1位は言葉、2位に生活習慣、3位に保健未加入（医療費問題）があげられている⁷⁾。育児についてみると外国人登録の不備（就職証明書）のために入園を断られることや、外国人の子どもの入園数の増加によってその対応（言語の対応を含む）に追われている現状が挙げられている⁸⁾。このように、外国人の母親は出産・育児において多くの問題を抱えている。

ところが、外国人の母親の育児ストレスに関する清水（2002）の研究において、日本人の母親との比較の結果、日本人の母親の育児ストレスが4カ国（日本、韓国、中国、ブラジル）のうち最も高い。中国人の母親のストレス順位は、日本、韓国に次いで3位である。

清水（2002）の研究とほぼ同様な結果を得た、今村・高橋（2004）の研究では、「外国人の母親は日本人の母親に比べて、全体的に育児ストレスが低く、高いソーシャルサポートを持って

いた」ことを明らかにした。また、こうした結果から、必ずしも「異文化で子育てを行っている＝自文化で子育てを行う人より育児不安が高い」と言えないだろうと指摘している。日本人の母親が外国人の母親に比べて育児ストレスが高いのは、日本人の母親では、「育児は母親の手で」という世間一般の期待や価値観を内在化させて、期待されている母親の役割を果たさなければという思いがより強いことと関連していると指摘している。

さらに、育児援助に注目すれば、日本人の母親に比べて、外国人の母親は友人からの育児援助と家族・親族からの育児援助が共に機能していることが分かる。また、育児援助源については、「日本でのサポート」と限定してたずねた結果、「来日後知り合った人との関係を主なサポート源として良好なサポートシステムを築いている外国人母親の姿」が明らかになった（今村・高橋、2004）。

このように、これまでの研究では、年齢、日本語能力、来日年数、就業状況に焦点を当て、外国人の母親が日本人の母親より育児ストレスが少ない、高いソーシャルサポートを持っていることを明らかにしている。ところが、母国の文化の影響によって、彼女らの育児ストレスが少ないことに言及しながら、その母国における主要な育児形態、育児文化に関する論述が殆ど見られない。さらに、日本でその母国の育児がどのように彼らの育児行為（育児援助の選択・利用など）、母親の役割の遂行に影響を与えているのかについては、殆ど注目されていない。

1.2 母親の育児役割と育児援助の利用に着目した研究

そこで、前述の視点を補う分析のための枠組みをつくるうえで示唆的である、牧野（1981, 1982, 1983）と落合（1989）の両研究を紹介する。牧野、落合は、日本人社会における乳幼児期の育児援助と育児ネットワークの利用について、近代家族的な母子関係論、母親の育児役割に着目した。

従来、初期の母性的養育の欠如、つまり「母性剥奪（maternal deprivation）」は、子どものその後の成長に支障を与えるものとしてしば

しば取り上げられる。しかし、牧野は数次にわたる調査により、育児で夫を煩わすことなく、仕事・趣味・社会活動などで外出することもせず、ひたすら近代の家族の母親の役割に忠実に生きている女性たちこそが育児不安に陥りやすいことを明らかにする。「子どもから『離れる』ということと、よりよい育児態度が関連している」というその主張は、従来の母子関係論の先入観を覆した。

一方、落合の実証研究において、現代日本の育児は「重層化した種々の育児ネットワークに支えられ」、「けっして母親ひとりあるいは家族のみによって担われているのではない」とことと、都市部では、「子どもをもつ母親どうしが自発的かつ自然発生的に生み出した地域の育児ネットワーク」が機能していることを明らかにした。

このように、日本人社会では、育児援助の有無よりむしろ母親の育児役割に対する認識が育児不安を引き起こし、家族より母親が軸となり育児ネットワークを形成していることを示している。

ゆえに、本研究では在日中国人家庭の母親の日本語コミュニケーション能力、日本社会に対する順応性・適応性に焦点を当てるだけでなく、育児ネットワークの利用と母親の育児における役割への認識に着目してその分析を行う。

2. 分析枠組み—育児援助と育児役割

2.1 育児形態と育児援助

実証分析に入る前に、在日中国人家庭の育児形態を論じるための分析の枠組みを検討したい。育児形態 (pattern of child rearing) とは、「一定の社会に典型的にみられる、子どもの養育の仕方」である。それは社会変動の影響を受けており、階級・階層によって差異が生じる。本研究では、在日中国人家庭の育児形態の類型を析出するために、育児援助の利用に焦点を当て、落合の育児援助に関する概念を応用する。つまり、落合の「母親に対して育児役割の遂行を容易にするために与えられる直接・間接の助力」⁹⁾ という育児援助をキーワードとして使用し、実際に利用している育児援助に着目し、親

族ネットワーク、育児産業、地域社会、公的サポートに依存している部分、依存度合から、3種類の育児形態を分析の枠組として提示する。

類型1の「独立型」とは、周縁のサポート源の有無にかかわらず、基本的に両親特に母親中心の育児形態である。

類型2の「中間型 (選択利用型)」とは、夫婦中心の育児がより容易に行えるように、子どもの発育段階、育児内容 (子どもの食事など身の世の世話、または、子どもの躾などの育児・教育の本質的な部分) によって、サポート源を選択的に利用する育児形態である。

類型3の「ネットワーク依存型」 (周辺社会参加型) とは、子どもの養育の殆どを親族ネットワークや地域社会などの家族外部に頼る育児形態である。

2.2 中国社会における育児役割と育児援助

本研究では、これまで、殆ど注目されていない母国文化が育児行為に与える影響に焦点をあてるために、中国社会における育児意識、育児形態を取り上げる。

中国の社会人類学者、費孝通 (1947b) によれば、「親族は生育と婚姻において発生する社会関係」である。伝統的な中国社会の養育は、父母共同参加型の養育と父系親族を偏重する養育という二つの様相をもちながら、親族間で行われる互助と援助の行為を、権利、義務として「清算」されることを好まない。そのため、「義理人情」としてその経済上、生活上での互助・援助を行う (費, 1947b, 1947a)。このように、再生産される家族は、伝統的な中国社会の家族・親族関係の構造を維持すると同時に、育児に対して親だけでなく家族・親族全員が責任者であるという認識を構築しつつける。

約半世紀後、潘允康 (1994) は、中国の都市家族が伝統的な家族・親族関係を受け継ぎながら、従来の先祖を祭る習慣などの延長として、育児、老人の介護という現実的な互助行為を行い、また、父系家族を中心とした伝統的な家族・親族関係ではなく、父系・母系双方の家族・親族による親族ネットワークが機能するという特徴を指摘している。

近年の中国都市部の家族・親族に関する松戸

(1987), 鈴木 (1999, 2000), 鄭 (2003), 落合・山根ら (2004) の研究も, 中国都市家族が近代化しつつあるが, 乳幼児の保育と老人の扶養が現在も家族・親族に委ねられることになっていると指摘している。

育児が母親のみの仕事でなく, 家族・親族の共同の仕事であるのは, 上述のような文化的な要因のほかに, 1949年の新中国以後の社会的な要因にもよると考えられる。

まず, 1949年の新中国成立後, 女性が生産労働に従事しない限り女性の解放はないという「マルクス主義的女性観」が一貫され, 「男女同一労働, 同一賃金」の労働制度に基づいて, 殆どの女性が社会労働に参入してきた¹⁰⁾。そのため, 年齢別構成比から女性の就業率をみると, 20歳代後半から30歳代女性の就業率が同年齢層の80-90%を占めている。この構成比の高さから, 中国女性の就業は結婚・出産後も就職を継続するEUやアメリカのような高原型である(瀬地山, 1996)。

1949年以後の中国では, 女性の社会労働の従事を強力に推進している一方, 性別, 婚姻状況を問わず, 「特別な事情のない限り定年まで働かないと年金を受給できない」という養老保険制度も実行されている。これは, 女性が専業主婦になっても「第三号被保険者」¹¹⁾として保護される日本の年金制度と対照的であろう。さらに, 今の中国社会では夫だけの収入で一家を養える家庭が全体の割合からいうと相当少ないため, 中国社会では, 生計のために, 男女がともに働き, 男女ともに育児を行うと考えられる。

さらに, 人々を一定の場所に固定する「戸籍制度」と, 毛沢東時代の人口増加政策は, それぞれ家族と親族とが近くに居住できる地理的な条件を提供して, 「家族・親族の共同養育」に人口的な条件を与えている¹²⁾。

2.3 日本社会における育児役割と育児援助

中国の高原型の女性就業率と対照的に, 日本の女性が結婚や出産, 子育てで就業を中断するため, 日本女性の就業率はM字型を描いている。すなわちそれは, 育児役割を果たすために, 多くの日本女性がいったん社会労働市場から退場

することを示している。

ところが, 「男は仕事, 女は家庭」という性別役割分業の下で, 女性が育児に専念すべきという育児形態は, 日本の伝統的なものではなく, 日本の近代化につれて大衆化してきたものである。国民国家や近代家族の成立と不可分の規範として, 「良妻賢母」を捉え直した小山 (1991) は, 江戸期の日本社会において, 女を劣等視する価値観のもとで, 夫や舅姑に対して従順な妻や嫁が最も期待され, 「女を子産みの道具として重視することはあっても, 子どもの教育は期待されていなかった」と述べている。また, 明治以後の「良妻賢母」というイデオロギーは『男は仕事, 女は家庭』という近代的な性別役割分業に即応し, 近代社会の形成にとって不可欠のものであった」と指摘する。さらに, 公教育体制の成立によって, 家庭教育領域の意識が進化し, 「学校教育の補完的な役割を担うべき家庭教育, その担い手としての母親という家庭教育概念の確立を意味」とすると同時に, 「男は仕事, 女は家庭」という良妻賢母思想も次第に確立された¹³⁾のである。

近年, 「男は仕事, 女は家庭」に対する支持率は, 男女を問わず低下している¹⁴⁾。4年制女子大学生の就業意識に焦点を当てると, 就業志向は, 結婚・出産退職という職業一時型から, 結婚・出産で就業を中断してから再就職という職業復帰型へ, さらに, 結婚・出産しても就業を中断しない職業継続型への移行が見られる(神田, 2000)。

しかし, 職業志向の高まりに伴う「家事育児平等志向」は, 「子どもが小さいうちは母親は育児に専念すべきである」という考え方と共存している(継続型で6割, それ以外では9割以上が支持)¹⁵⁾。また, 女性の就業についての意識とはまったく無関係に, 「子どもは母親の愛情がなければうまく育たない」という「よい子育て」規範は非常に強固となっている¹⁶⁾。さらに, 多くの現代女性 (97.1%) は, 育児が母親のみの仕事ではなく, 夫婦で共に育児を行いたいにもかかわらず, 夫に対してはステレオタイプの父親役割を期待しており, 共同分担の中での性別による役割自体を否定していない(船橋, 2000)。

では、大卒女性の就業意識がどのようにその就業行動に反映しているのかを知るために、卒業後の実際の働き方をみよう。高学歴化と性別分業に焦点を当てる田中（1997）によれば、教員を除いた分析では、「高学歴化と女性フルタイム継続率の変化とは無関係と結論できる」。このように、大卒の女性の間で職業継続型という意識が高まっているが、その意識が「よい子育て」規範とステレオタイプの父親役割に対する女性の考えと相殺して、結果的には、就業継続への希望及び実際の就業継続を困難にしていると考えられる。

さらに、国際比較の視点から日本の育児援助に注目すれば、子どもの祖母のほかに、有効な育児援助ネットワークは少なく、母親中心の育児形態が見られる（落合・山根ら、2004）。また、1992年の育児休業制度が施行される前後に注目すると、育児休業取得者は1992年より以前1.9%、1992年以降6.6%、1996年以降8.3%と上昇しつつあるが、育児休業制度の利用者は依然として1割に達していない。ただし、利用者の中で、勤務年数が長く高学歴の女性ほど、就業を継続するための育児休業制度を取得している傾向がある¹⁷⁾。また、第1子1歳時点での認可保育所の利用者は、1992年以前、1992年以降、1996年以降という3区分で見ると、それぞれ2.8%、3.8%、4.1%と拡大しているが、その割合も依然として低い¹⁸⁾。

このように、高学歴の女性でも、就業志向が高まっているにも関わらず、結婚・出産によって就業を中断している。つまり、結婚前、正社員として勤務している女性は約8割強であるが、第1子出産後には約7割が家事育児専業者となるという、不変の基本構造¹⁹⁾は、高学歴の女性の間にも見られる。そのために、性別役割分業は現代の日本においても今なお規範力を保持し続けており、育児は主に母親にまかされている。

上述のように、中国では、文化・社会的な要因によって、育児が母親を含む家族・親族の共同の仕事となっている。同時に、社会主義の女性労働観、養老保険制度などによって、結婚・出産後の女性は就業を中断せず、家族・親族ネットワークに育児を委ねながら仕事と育児を

両立している。一方、中国とは対照的に、日本では、社会の近代化に伴い、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分業、女性が家事・育児に専念するという良妻賢母思想、及び母親規範（3歳児神話）によって、育児役割は主に母親によって果たされている。

では、在日中国人家庭は、どのように日中両社会の影響を受けながら、育児援助を利用し、独自の育児形態を展開しているかという実態を実証調査から探ってみよう。

3. 調査概要

本調査は、2005年6-9月にかけて、関西在住の夫婦のどちらかが中国で成人した、合計21組の在日中国人家庭²⁰⁾に対してそれぞれ1時間程度のインタビューを行った。0-6歳の子どもがいる中国人家庭を、関西地区にある大学の留学生会、新華僑会を通して選定して、主に子どもの母親に答えてもらった。被調査家庭を具体的に4類型に分けており、(1)夫婦のどちらかが留学生の家庭（10ケース）、(2)夫婦共働きの家庭（4ケース）、(3)夫婦のどちらかが日本人の家庭（5ケース）、(4)夫婦のどちらかが中国残留孤児の家庭（2ケース）の合計21ケースである。被調査対象のプロフィールは表1のとおりである。なお、夫婦のどちらかが中国残留孤児のケースは2ケースしかないため、今回の分析から削除した。

調査の項目として、先行研究で注目されてきた①母親の年齢、日本語能力、来日年数などの他に、②教育歴、就学・就業の状況、子ども数、末子年齢、在留資格の種類、④世帯の収入、女性の収入の有無、⑤子どもの年齢段階ごとに、私的育児援助（双系の親、きょうだい、親族、友人）、公的育児援助（公立・民間の認可保育所、公立・私立の幼稚園、専門家やサービス機構など）、育児産業の利用、⑥「家族・親族の共同育児」「母親中心の育児」に対する考えを設定して、半構造的インタビューを行った。

なお、この調査では、子どもの年齢層を統一していないため、現在0-6ヶ月の子どもの家庭がこれからどのような育児援助の利用を展開

在日中国人家庭の育児形態に関する一考察（鄭）

表 1 対象者の基礎情報

調査対象のプロフィール：夫婦のどちらかが留学生の場合

対象	年齢 (夫)	来日年数 (夫)	日本語能力	就学・就業 状況 (夫)	末子年齢	子ども 数	教育歴 (夫)	現在の 同居家族	世帯の月単位の 経済状況 (本人の収入)	現在所持の ビザ種類 (来日当時)
A	33(36)歳	4年(6年)	日常会話に 困らない	就学中 (就業中)	4歳 6ヶ月	一人	24年(24年)	夫, 妻, 娘	30万位(有り)	留学 (家族滞在)
B	32(32)歳	8年(6年)	堪能	就学中 (就学中)	11ヶ月	一人	24年(22年)	夫, 妻	20万位(有り)	留学 (留学)
C	31(32)歳	4年(2年半)	堪能	専業主婦 (就学中)	1ヶ月	二人	21年(22年)	夫, 妻, 息子, 義理母	20万位(無し)	留学 (家族滞在)
D	31(32)歳	8年(7年)	堪能	就学中 (就業中)	3歳 4ヶ月	一人	19年(16年)	夫, 妻, 息子	20万位(有り)	留学 (留学)
E	34(34)歳	2年(6年)	不得意	専業主婦 (就学中)	5歳 6ヶ月	一人	19年(23年)	夫, 妻, 息子	20万位(有り)	家族滞在 (家族滞在)
F	27(30)歳	4年(2年)	日常会話に 困らない	専業主婦 (就学中)	4歳 1ヶ月	一人	17年(22年)	夫, 妻, 娘	20万位(有り)	家族滞在 (家族滞在)
G	31(33)歳	4年(2年半)	不得意	専業主婦 (就学中)	2ヶ月	二人	19年(22年)	夫, 妻, 娘, 息子, 実の母	20万位(無し)	家族滞在 (家族滞在)
H	27(33)歳	8年(8年)	堪能	就学中 (就業中)	9ヶ月	一人	19年(19年)	夫, 妻, 息子, 実の母	30万位(有り)	留学 (就学)
I	32(32)歳	6年(8年)	堪能	就学中 (就業中)	4歳 3ヶ月	一人	23年(22年)	夫, 妻, 息子	30万位(有り)	留学 (留学)
J	29(32)歳	7年(9年)	堪能	専業主婦 (就学中)	3歳 6ヶ月	一人	19年(19年)	夫, 妻	30万位(有り)	家族滞在 (就学)

調査対象のプロフィール：夫婦が共働きの場合

対象	年齢 (夫)	来日年数 (夫)	日本語能力	就学・就業 状況 (夫)	末子年齢	子ども 数	教育歴 (夫)	現在の 同居家族	世帯の月単位の 経済状況 (本人の収入)	現在所有の ビザ種類 (来日当時)
①	31(41)歳	20年(9年)	堪能	共に 就業中	4歳 3ヶ月	二人	24年(17年)	夫, 妻, 娘, 息子, 実両親	50万位(有り)	仕事 (家族滞在)
②	41(31)歳	19年(17年)	堪能	共に 就業中	3歳	二人	24年(24年)	夫, 妻, 息子 二人と姪	50万位(有り)	仕事 (留学)
③	33(37)歳	13年(16年)	堪能	共に 就業中	2歳 10ヶ月	一人	19年(20年)	夫, 妻, 息子, 義理母	50万位(有り)	仕事 (留学)
④	34(31)歳	8年(7年)	堪能	産休中 (就業中)	10ヶ月	一人	19年(19年)	夫, 妻, 息子	50万位(有り)	仕事 (留学)

調査対象のプロフィール：国際結婚の場合

対象	年齢 (夫)	来日年数 (夫)	日本語能力	就学・就業 状況 (夫)	末子年齢	子ども 数	教育歴 (夫)	現在の 同居家族	世帯の月単位の 経済状況 (本人の収入)	現在所有の ビザ種類 (来日当時)
ア	40(46)歳	13年(一)	堪能	専業主婦 (就業中)	6歳	二人	21年(19年)	夫, 妻, 娘二人	50万位(無し)	日本人配偶 者(留学)
イ	36(36)歳	17年(一)	堪能	産休中 (就業中)	5ヶ月	一人	24年(24年)	夫, 妻, 息子	40万位(有り)	仕事 (留学)
ウ	41(43)歳	18年(一)	堪能	共に 就業中	6歳	一人	19年(20年)	夫, 妻, 娘	60万位(無し)	仕事 (留学)
エ	34(36)歳	(18年)	母語	共に 就業中	5歳	二人	19年(24年)	夫, 妻, 息子二人	50万位(有り)	日本国籍
オ	38(41)歳	(17年)	母語	専業主婦 (就業中)	6歳	二人	19年(24年)	夫, 妻, 息子二人	50万位(無し)	日本国籍

注：「エ」と「オ」は母親が日本人であるケース

していくかが分からないため、6ヶ月以上の子どもがいる家庭の育児援助と単純に比較できない限界がある。また、ケース数が母集団を代表できる事例の数ではないため、今回の調査から抽出した育児形態を一般化できるかどうか懸念される。したがって本調査は、更なる精緻な実証分析の枠組みをつくるための問題発見的な調査として位置づけられる。

4. インタビューの分析結果

4.1 育児援助の利用：在留資格と経済状況の影響

2.2節において述べたように、文化的・社会的要因によって、中国本土では「家族・親族の共同養育」という育児形態が形成されている。また、表2～表4に示されているように、在日

中国人家庭が中国本土に比べて、家族・親族ネットワークと地理的な条件に恵まれないにもかかわらず、家族・親族ネットワークは育児援助としてもっとも利用されている。特に、子どもが0-3ヶ月においては、この傾向が顕著である。

それぞれの育児形態を析出するために、夫婦のどちらかが留学生の家庭、共働きの家庭、国際結婚の家庭（以下それぞれ類型1、類型2、類型3と略称）を具体的に見よう。

まず、子どもが0-3ヶ月の育児援助の利用状況に焦点を当てて、類型1の家庭（表2）をみると、対象E、F、G（第1子の場合）を除けば、すべての家庭は、出産というライフイベントを経験する直前に親族の来日によって育児援助を受けていることがわかる。ただし、対象E、F、G（第1子の場合）は、中国で出産したため子どもが0-3ヶ月の間に家族・親族から育児援助を受けていないわけではない。

また、子どもが3ヶ月後の育児援助の利用に

表2 実際の育児援助の利用（子どもの発達段階ごと）：夫婦のどちらかが留学生の場合

対象	子ども	0－3ヶ月	4－6ヶ月	7－9ヶ月	10－12ヶ月	13－18ヶ月	1歳6ヶ月－2歳	2歳1ヶ月－3歳	4－6歳
A	第1子	実の母親が来日、共同育児	日本で夫と二人の育児			子どもを中国の実の両親に預けた			夫婦二人の育児、保育所も利用
	4歳半								
B	第1子	義理の母親が来日、共同育児	子どもを父方祖父母に預けている						
	11ヶ月								
C	第1子	実の母親が来日、共同育児	実の両親と一緒に中国で、家事手伝いさんも雇う		子どもを母方祖父母に預けているが、週末に家事手伝いさんが子どもを連れて父方の祖父母宅で過ごしている				
	4歳3ヶ月								
	第2子	義理の母親が来日中、共同育児							
1ヶ月									
D	第1子	実の姉が来日、共同育児	子どもを母方祖父母に預けた			夫婦二人の育児、日本の保育所も利用			
	3歳4ヶ月								
E	第1子	夫が来日後、親族の育児援助（夫婦双方の）を受けながら、ベビーシッターも利用して、中国で共同育児を行った							夫婦二人の育児、日本の保育所も利用
	5歳半								
F	第1子	双系の親族と中国での共同育児	夫が来日後、義理の両親と一緒に中国で育児				子どもを父方祖父母に預けた	保育所を利用しながら、夫婦二人で育児	
	4歳1ヶ月								
G	第1子	夫が来日後、夫婦双方の親族、とくに実の両親と中国と一緒に育児					日本で、母親中心の育児		保育所を利用しながら、夫と二人で育児
	4歳4ヶ月								
	第2子	実の母親と姉が来日中、共同育児							
2ヶ月									
H	第1子	実の母親が来日、共同育児	義理の母親と日中で共同育児	子どもを母方祖父母に預けている					
	9ヶ月								
I	第1子	実の姉が来日、共同育児	義理の両親が来日、共同育児		子どもを母方祖父母に預けた		実の両親と日本で共同育児	保育所を利用しながら、夫婦二人で育児	
	4歳3ヶ月								
J	第1子	実の母親が来日、共同育児	実の両親と一緒に中国で共同育児			保育所を利用しながら夫婦二人の育児			
	3歳半								

注目してみると、対象のAとDは子どもを中国の親族に預け、対象のCとJは母親が子どもと一緒に中国に帰国し、対象のB、H、Iは親族の来日の延長、または交替によって、日本で共同育児を行っている。子どもが親と離れた時期をみると、類型1の10ケースのうち、中国の親族に預けられるのは7ケースである。すなわちA、B、C、D、F、H、Iの7ケースである（表2を参照）。この7ケースのうち、子どもを中国の親族に預ける時期が最長3年のケースもある（対象C）。

このように、夫婦のどちらかが留学生の家庭の多くは、子どもが3ヶ月、または6ヶ月になってから、彼らを中国にいる親族に預け、子どもの養育の殆どを家族外部に委ねる「ネットワーク依存型」（周辺社会参加型）の育児形態を取っている傾向が見られる。

次に、子どもが0-3ヶ月の育児援助の利用状況に焦点を当てて、類型2の家庭（表3）をみると、対象②の第1子を除けば、すべての家庭は子どもが0-3ヶ月の間に家族・親族から育児援助を受けたことがわかる。類型2の家庭における3ヶ月後の育児援助は、類型1の家庭に比べて、その後も親族による援助を続けて利用しているのが特徴的である。例えば、対象①（第1子の場合）を除けば、すべては親族と日本での共同育児の時期が子どもが3ヶ月になって

からも続いていたことがわかる。さらに、表3をみると、類型2の家庭においても、子どもを中国の親族に預ける家庭の4ケースのうち、2ケースがある。しかし、子どもを預ける時期は類型1の家庭に比べて、かなり短いことがわかる（対象①の第1子は半年；対象②の第2子は1年半；対象②の第1子は半年）。

類型1と類型2の家庭において、親族以外の育児援助の利用にも違いが存在している。類型1の家庭では、親族に次いで公立の保育所をよく利用している。それに対して、類型2の家庭では、親族に次いで、保育所、私立幼稚園、ベビーシッターを併用していることから、利用している育児援助の多様化が伺える。このことから、類型2、つまり夫婦が共働きの家庭では、夫婦二人の育児がより容易に行えるように、親族をはじめ、多様な育児援助を動員して、子どもの発育、育児内容によって、育児援助源を選択的に利用する「中間型（選択利用型）」という育児形態の傾向が見られる。

上述のように、同じく中国人同士からなる家庭においても、夫婦のどちらかが留学生の家庭と夫婦が共働きの家庭は、使用している育児援助のパターンが異なっている。この違いは、それぞれ所持している在留資格の種類と家庭の経済状況によると考えられる。

表3 実際の育児援助の利用（子どもの発育段階ごと）：夫婦が共働きの場合

対象	子ども	0－3 ヶ月	4－6 ヶ月	7－9 ヶ月	10－12 ヶ月	13－18 ヶ月	1歳6ヶ月－2歳	2歳1 ヶ月－3歳	4－6歳
①	第1子	実の両親が来日、共同育児	日本で夫と二人の育児だが、基本的に母親中心の育児を行った			母親中心の育児、日本の保育所を利用	子どもを母方祖父母に預けた	日本で夫と二人の育児だが、私立幼稚園を利用しながら、基本的に母親中心の育児を行った	
	6歳10 ヶ月								
	第2子	実の母親が来日、共同育児	子どもを母方祖父母に預けたが、家事手伝いさんも併用。預けた間に、2 ヶ月に一回ほど帰国した			子どもが母方祖父母と共に来日、共同育児	親族との共同育児と日本の私立幼稚園の利用		
	4歳3 ヶ月								
②	第1子	夫婦二人の育児	実の両親が来日、共同育児		義理の両親が来日、共同育児	子どもを母方祖父母に預けた	日本の保育所を利用しながら、夫婦二人の育児。時々、ベビーシッターも併用		
	4歳3 ヶ月								
	第2子	母方の親戚、合計3人が、半年ずつ来日、共同育児					日本の保育所を利用しながら、夫婦共の育児。時々、ベビーシッターも併用		
	1 ヶ月								
③	第1子	実の母親が来日、共同育児	義理の母が来日、共同育児	実の母親が来日、共同育児	義理の母が来日、共同育児		基本的に、母親中心の育児、子どもが1歳8 ヶ月から日本の保育所も利用		
	4歳3 ヶ月								
④	第1子	実の母親が来日、共同育児	義理の母が来日、共同育児	実の両親と中国で共同育児、家事手伝いさんも併用					
	4歳3 ヶ月								

「留学生」という在留資格の場合、単位の取得状況によって基本的に1～2年ごとに更新されるのに対して、「仕事」という在留資格の場合、3年ごと、または5年ごとに更新されている²¹⁾。このことから、留学生という身分は比較的不安定とも言える。さらに言えば、留学生が日本で学業を継続するには、そのための在留資格の更新が必要とされ、その上、在留資格を順調に更新するため、学業に専念しなければならない。日本での学業・就業と育児を両立するために、親族が日本に長期的に滞在するのが有効な育児援助として期待されるものの、それに必要な費用の負担は、夫婦が共働きの家庭に比べて、夫婦のどちらかが留学生の家庭にとっては、決して軽いものではないだろう。

このように、夫婦のどちらかが留学生の家庭は、在留資格の不確実性、もしくは、多様な育児援助を利用するための経済力の不足によって、日本における学業・育児の両立が難しくなり、子どもを中国の親族に預ける育児パターンを選択せざるを得ないと考えられる。

次に、前述の類型1と類型2の家庭が利用している育児援助の特徴、つまり、夫婦のどちらかが留学生の家庭：「ネットワーク依存型」（周

辺社会参加型）／夫婦が共働きの家庭：「中間型（選択利用型）」を念頭に置きながら、類型3、国際結婚の家庭の育児をみよう。

妻が中国人の家庭（対象ア、イ、ウ）は、子どもが0～3ヶ月の間に、親族、特に実の両親と日本での共同育児が見られるが、妻が日本人の家庭（対象エ、オ）は、一つ屋根の下での親族との共同育児が見られない（表4）。また、子どもが3ヶ月後、国際結婚の家庭は、類型1の家庭のように子どもを中国の親族に預けることもなく、類型2の家庭のように親族の来日期間の延長によって日本での共同育児を行うこともない。つまり、0～3ヶ月の乳幼児期における家族・親族の育児援助の利用においては、国際結婚の家庭は、他の類型の家庭に比べて、基本的に夫婦、または母親中心の「独立型」という育児形態の傾向が見られる。特に、妻が日本人である国際結婚の家庭では、母親中心の「独立型」の育児形態の傾向が顕著である。また、妻が中国人、かつ専業主婦である場合も、そういう傾向が見られる。

このように、在日中国人家庭は、家族・親族ネットワークと地理的な条件に恵まれないにもかかわらず、乳幼児期の育児においては、基本

表4 実際の育児援助の利用（子どもの発達段階ごと）：国際結婚の場合

対象	子ども	0－3 ヶ月	4－6 ヶ月	7－9 ヶ月	10－12 ヶ月	13－18 ヶ月	1歳6ヶ月－2歳	2歳1ヶ月－3歳	4－6歳
ア 妻： 中国人	第1子	義理の母親と2週間の共同育児	基本的に母親中心の育児						母親中心の育児，保育所の利用
	9歳								
	第2子	義理の母親と2週間の共同育児，その後，実の父が来日，共同育児	基本的に母親中心の育児				実の父が来日，共同育児	母親中心の育児，保育所の利用	
	6歳								
イ 妻： 中国人	第1子	実の母親が来日，共同育児	基本的に母親中心の育児						
	5 ヶ月								
ウ 妻： 中国人	第1子	実の母親が来日，日本で共同育児	日本でベビーシッターを雇いながら，夫婦二人の育児						夫婦二人の育児，保育所も利用
	6歳								
エ 妻： 日本人	第1子	基本的に母親中心の育児				基本的に母親中心の育児，保育所も併用			子どもの中国語習得に，中国で夫の親族と共同育児
	9歳								
	第2子	基本的に母親中心の育児	基本的に母親中心の育児，保育所も併用				子どもの中国語習得に，中国で夫の親族と共同育児		
	5歳								
オ 妻： 日本人	第1子	基本的に母親中心の育児						基本的に母親中心の育児，保育所も併用	
	4歳3 ヶ月								
	第2子	基本的に母親中心の育児						基本的に母親中心の育児，保育所も併用	
	1 ヶ月								

的に家族・親族との共同育児を行っている。とくに、子どもの0-3ヶ月の間は、そのことが顕著である。この結果は、日本人の母親に比べて、外国人の母親は家族・親族からの育児援助が機能しているという今村・高橋（2004）の研究の結果と一致している。ただし、それぞれ所持している在留資格の種類、家庭の経済状況によって、「家族・親族共同養育」という中国本土の育児形態を変容しながら継承しているように見える。

4.2 「育児役割」と「母親役割」：子どもの健康・生育環境と育児の担い手の選択

インタビューのなかで、「子育ては女性の仕事」に対して、殆どの被調査対象が反対、または、どちらかといえば反対と答えた。2つの意見を合わせると、8割近くになる（表5）。「子育ては女性の仕事」に対する反対の意見には、積極的に育児援助を動員することと、子どもの健康・生育環境を考慮して子どもが親と一時的に離れてもよいという2つの意味があった。

次にそれぞれのケースについてのインタビューをみていく。

まず、積極的に育児援助を動員する例としてQとGの事例をあげる。

大学院に在学中のQは、妊娠がわかった時から、初めての出産と育児を助けてもらうために、中国にいる親族のだれかが日本に来てもらえるように計画していた。

「母親が病気だから、日本に来られないのです。姉に頼んでみたけど、仕事があるから、何ヶ月休むわけにもいかないし……、夫と相談して義理の母に来てもらうことを決定しました……」と、実の姉に来日してほしかったQ（夫

婦のどちらかが留学生の家庭B）は、語る。

大学勤務のGは、第1子が生まれた時、実の両親と義理の両親に交替で日本に来てもらっていた。だが、第2子が生まれた時、健康の問題で実の両親と義理の両親にきてもらえない状態であったため、多くの親族を動員した。

「……私の母親が亡くなって間もない時に、私は第2子の妊娠がわかりました。義理の両親も来られないからね、私が母方の親族に声をかけて、本当に来られそうな人に殆ど声をかけました。……合計3人の親族に半年ずつ交替で日本に来てもらいました。それで、下の子が1歳半になって保育所に入った」と、Gは（共働きの家庭②）はそう語る。

上述のインタビューと表5に示している、親族との共同育児に賛成、またはどちらかと言えば賛成は84.2%で、実際に日本で共同育児を行った家庭は78.9%を合わせて考えると、親族との共同育児という育児形態に殆どの家庭は賛成の態度を示しており、実際に多くの家庭は実行している。

次に、子どもの健康・生育環境を考慮した事例をあげる。

「保育所に入ってから、娘が病気をもらったりして、しばらく入院もした。子どものこれからの成長に害がないかと、けっこう悩みました。……夫と相談した結果、やはり子どもの健康を考えてしばらく子どもを中国の実家に預けました。……娘が病気になったことを教訓に、息子を中国の実家に長く預けた時

表5 育児に対する考え

育児に対する考え	子育ては女性の仕事	親族との共同育児	一時中国に預けること	育児と仕事を両立すべき
賛成	1(5.3)	2(10.5)	1(5.3)	7 (33.3)
どちらかと言えば賛成	3(15.8)	14(73.7)	7(36.8)	11(57.9)
どちらかと言えば反対	6(31.6)	3(15.8)	7(36.8)	1(5.3)
反対	9(47.4)	—	4(21.1)	—
合計	19(100)	19(100)	19(100)	19(100)

ケース数, () %

表6 実際に利用している家族・親族による育児援助

実際の家族・親族の育児援助の利用	日本で親族との共同育児の時期	子どもを中国の親族に預けた時期
あ る	15 (78.9)	9 (47.4)
な い	4 (21.1)	10 (52.6)
合 計	19 (100)	19 (100)

ケース数, () %

期がありました。息子が満2歳の時、私の母が彼を連れて日本に帰ってきました。その後、日本の保育所に通い始めました。私の母がしばらく日本に滞在してくれて、私たち一家の食事や息子、娘の出迎えと見送りもしてくれた」と、会社員G（共働きの家庭①）は、乳幼児期の健康がこれからの成長に最も大事だと語った。

Gの他に、専業主婦のW（夫婦のどちらかが留学生の家庭F）、留学生H（夫婦のどちらかが留学生の家庭D）にも類似した話があった。

このように、子どもの健康を考慮すれば、必ずしも母親のそばにおかなくとも、信頼できる親族にしばらく預けるのは、彼らにとってごく自然な選択のように見える。

その一方、子どもを中国の親族に預ける母親が、最も苦悩しているのは、子どもが親を認知している程度が低いことである。

「国際電話をかけて、『ママだよ』と何回も呼びかけたが、私と話そうともしなかった。その時は、本当に悲しかったわよ」という似通った話を語る母親は何人もいる。

ところが、「子どもが親と一時離れて生活するのは、子どもの成長によくない」とか、「母親の役割を果たしていない」、などと語る母親は殆どいなかった。

「私たちが忙しすぎるから、子どもの面倒をきちんと見られません。祖父母は、子どもの栄養のバランスや生活習慣などに構える時間も、気持ちの余裕もありますし、周りに一緒に遊べる子どもも多いですからね・・・、それを考えると、私たちのそばより、祖父母に預けるのは、子どもの成長によいと思いますよ。」と留学生Wと留学生L（夫婦のどちらかが留学生の家庭AとC）は、そう語った。

上述のインタビューのように、母親は、子どもの最もかわいい時期を、自分と一緒に過ごせない寂しい気持ちをもっている。しかし、その一方、子どもが3歳まで母親と一緒に過ごせないことは、母親として失格というある種の後ろ

めたい思いは持っていないようである（表5のように、一時中国に預けることに対して賛成・どちらかと言えば賛成は42.1%）。つまり、日本の3歳児神話と対照的に、「初期の母性の養育の欠如」が子どもの成長に支障を与えるという考えより、むしろ、乳幼児期の健康が子どものこれからの成長を左右するという考えは、中国人家庭の間に一般的にあるようである。それゆえに、子どもの健康・生育環境を中心に考えたすえ、子どもを中国に一時的に預けることを選択したのであろう（表5のように、実際に中国の親族に子どもを預けた時期のある家庭は47.7%）。

さらに、上述のインタビューと「近代家族の母親役割に忠実に生きている女性ほど育児不安に陥りやすい」という牧野の日本の育児不安に関する研究結果とを比較すると、中国では、育児役割は母親のみには期待されておらず、育児が家族・親族の共同の仕事として行われていることがわかる。そのため、在日中国人家庭の多くは、家族・親族を育児援助の担い手として、家族・親族を軸とした育児ネットワークを活用しているように見える。さらに、家族・親族から育児援助を得られることは、母親になることによって、日本社会へのさらなる適応も同時に要求されることから生じた緊張を緩和する機能も果たしているだろう。

4.3 「就学・就業と育児の両立」と「母親の役割」： 育児援助を提供するもう一つの側面

「育児と就学・就業を両立すべき」に対して、夫婦のどちらかが留学生の家庭Aと、国際結婚の家庭Cを除けば、殆どの被調査対象は、賛成、またはどちらかといえば賛成を示している（それぞれ33.3%，57.9%）。さらに、注目すべきことに、育児に積極的に参加する夫、育児援助を提供するため日本にやってくる中国の親族たちは、育児役割を担うだけでなく、出産後の女性が直ちに就学・就業に復帰することを促している。

就学・就業と育児の両立を望んでいる夫と、親族たちの例をいくつかあげる。

「せっかく留学して学位を取得したから、

非常勤じゃなくて、フルタイムの仕事につくのを勧めた。育児や家事にできるだけ協力するから」と、現在大学で勤務しているGの夫（夫婦が共働きの家庭②）は、そう語った。

「結婚する前から、結婚したら専業主婦にならないでほしいと夫に言われましたよ。夫一人の給料は一家を養えないことはないが、二人が働くのと豊かになるから……」と夫の考えについてZ（共働きの家庭③）は、そう語った。

「私の父が私の妊娠を知って、真っ先に心配したのは私の学業です。子どもを産んだら、これからあなたの勉強はどうなる…、父にそう言われて、心情が複雑でしたよ。」と親に育児・学業の両立を期待された留学生Q（夫婦のどちらかが留学生の家庭B）は、そう語った。

「2番目の子どもを妊娠したことを私の親に知らせたら、私の父親が全然喜んでくなくてね…、やっと日本社会に少し慣れて、仕事を始めたのに…といつも優しい父親から祝福の言葉をもらえなかったことにショックだったのですが…、でも私の両親が私の育児に本当に協力的でね、お二人に申し訳ないほど…」と、会社員G（共働きの家庭①）は、女性でも仕事をもつべきという実の両親の考え、両親の自分への心配、そして育児への協力を語った。

「…やはり、学業が大事だから。宝々（赤ちゃんの愛称）が少し大きくなったら、中国に連れて帰るわ。今は娘が勉強に専念できる環境が大事…」と、進学試験が迫った留学生Wの母親（夫婦のどちらかが留学生の家庭H）は、そう語る。

上述のインタビューから、仕事と育児の両立ができる女性は最も評価されており、また、就学・就業を継続するため、乳幼児期における「母親役割」を育児援助によって分担してもらうという戦略を、今回の調査から確認できたと言え

よう。換言すれば、女性が出産で生じた就学・就業のハードルをうまく乗り越えて、出産後、迅速に社会に復帰できることは、家族・親族が積極的に育児援助を提供するもう一つの理由であると考えられる。

「子どもは母親の愛情がなければうまく育たない」「家庭に迷惑をかけない範囲で仕事をしてもいい」という日本社会でよく見聞きするフレーズがある。ところが、上述のインタビューはそれと対照的である。つまり、在日中国人家庭において、女性自身のみならず、女性を取り巻く家族・親族は出産後の女性が「母親の役割」に専念するのではなく、社会に迅速に復帰することも視野に入れて積極的な育児援助を提供している。

5. まとめと今後の課題

日中両国における育児の役割、母親の役割の違いに着目して、実際に利用している育児援助を考察した結果、まず、在日中国人家庭においても、中国本土と同様に、家族・親族ネットワークは主要な育児サポートとして使用されていることが明らかになった。とくに0-3ヶ月において顕著である。

具体的にみると、夫婦のどちらかが留学生の家庭は、10ケースのうち7ケースも子どもを一時中国にいる親族に預けたことがあるため、子どもの養育の殆どを家族外部に委ねる「ネットワーク依存型」（周辺社会参加型）という育児形態を取っている傾向が見られる。それに比べて夫婦が共働きの家庭は、子どもを一時中国にいる親族に預けた家庭があるものの、時期が短く親族と日本での共同育児期間が長く、また親族をはじめ、多様な育児援助を動員していることから、「中間型（選択利用型）」という育児形態の傾向が強い。さらに、上述の2類型の家庭に比べて、国際結婚の家庭は、妻が中国人の場合でも、子どもが0-3ヶ月の間に親族と日本での共同育児を行うが、その後、基本的に夫婦、または母親中心の「独立型」という育児形態の傾向が見られる。

次に「子どもの健康を考えて中国の祖父母に

預けた」「私たちのそばより、祖父母に預けるのは、子どもの成長によい」というインタビューから、中国の親族に子どもを一時預けるのは、子どもの健康を中心に考えたすえの選択であることと、乳幼児期においては、育児の役割は決して母親に限定されているわけではないことが分かる。

さらに、今回の調査では、在日中国人家庭においては、女性の就学・就業と育児の両立に対して、女性本人だけではなく、夫をはじめ、その周囲の家族も出産後の女性が直ちに就学・就業に復帰することを促進して、積極的に育児援助を提供していることが明らかになった。

以上のように、①在日中国人家庭の育児形態が3類型に分類できるということ、②育児の役割の中心が母親のみに限定されないこと、③育児援助が母親の就労をサポートする機能を担っていること、の3点が明らかとなった。しかし今回の調査結果は、ケースが限られており、これを在日中国人家庭の普遍的な育児形態であるとは断定しがたい。そのため、今後もさらなる調査を進めることによって、今回明らかになった3点を含め、在日中国人家庭における育児形態の特徴や問題点を検討していきたい。

注

1. 日本では、「外国人登録法」によって、90日以上日本に滞在する者（日本国内で出生した場合は60日以内）は外国人登録することになっている。
2. 李節子，2003，「国際結婚と多民族化する日本人」『チャイルドヘルス』6(1)：45-48。
3. 行政報告書では「外国籍住民」，「在住外国人」の表記が多い。しかし，「在日外国人」という言葉の方が，社会一般に定着しており，日本に暮らす外国人の総称と見なされていることから，本研究ではそちらを使用する。
4. 今村祐子・高橋道子，2004，「外国人母親の精神的健康に育児ストレスとソーシャルサポートが与える影響—日本人母親との比較—」『東京学芸大学紀要1部門』55：53-64。
5. 例えば，日本人男性とアメリカ人女性の家族に焦点をあてた新田文輝（1992）は，日米社会における家族構造の重心の違いに着目している。つまり，日本において母子関係が家族構造の中核をなすのに対して，アメリカでは夫と妻の関係が軸となっている。この違いによって，家事・育児に誰が従事するのかという大きな問題が家族内で生じることになる。
6. 李節子編，1998，『在日外国人の母子保健—日本に生きる世界の母と子—』医学書院，2頁を参照。
7. 渡辺洋子他，1995，「在日外国人が日本の母子保健医療に望むもの」『母性衛生』36：337-342。筑波優子他，1996，「在日外国人母親への母子保健に関する実態調査」『日本公衆衛生雑誌』42：555頁を参照。
8. 李節子編，1998，同上。布田佳子他，1995，「国際育児相談のまとめ分析」『東京都衛生局学会誌』43：947頁を参照。
9. 本研究では，母親以外の育児の担い手に注目して，育児パターンを析出するために，この定義を使用する（落合恵美子，1989「育児援助と育児ネットワーク」『家族研究』vol.1：112頁を参照）。
10. ところが，秋吉祐子（1985）と木村田鶴子（2004）の研究においては，1949年以後の中国における女性の社会労働に対して，中国の「女性解放」とは結局のところ，女を男に変えることでしかなかった，という指摘もある。
11. 厚生年金と共済年金の加入者（収入1000万円未満）の妻で，自分の所得が130万未満の者を指す。
12. 人口を一定の場所に固定されている「戸籍制度」と毛沢東時代の人口増加政策によって，都市でも高密度の親族ネットワークが形成される（鄭楊，2003，「中国都市部の親族ネットワークと国家政策」『家族社会学研究』14(2)：88-89頁を参照）。
13. 小山静子，1991，『良妻賢母という規範』勁草書房，233-245頁を参照。

14. さらに、「男女共同参画に関する世論調査」（総理府，2004）の調査では、子どもができて、「ずっと職業を続けている」「ずっと職業を続ける方がよい」に対する支持率は、平成4年23.4%、平成16年40.4%と上昇している。
15. 神田（2000）は、4年制大学の女子学生を対象に実施された、キャリアパターンに関する各種の意識調査をまとめた結果からそれを指摘する。
16. 西村（2001）は、狭義の性別役割分業意識を「性による役割振り分け」と「(女性の)愛による再生産役割」という二次元に構成し直した大和（1995）の知見を参考に、母親中心の「よい子育て」が広く存在していることを指摘する。
17. 財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」（平成13年度）によると、出産後も就業を継続している女性のうち71.4%が育児休業を取得していた。育児休業取得者の傾向をみると、勤続年数が長く、高学歴である者が多い。内閣府男女共同参画サイトhttp://www.gender.go.jp/whitepaper/h15/danjyo/html/honpen/chap01_03_01.html（2006/06/30）を参照。
18. 永瀬伸子，1999，「少子化の原因：就業環境か価値観の変化か—既婚者の就業形態選択と出産時期の選択—」、『人口問題研究』55(2)：2-5を参照。
19. 永瀬伸子，1999，同上。
20. 在日中国人においては、「日本華僑」と「新華僑」が存在している。前者は、日中国交正常化の1972年以前から日本に定住していたものである。後者は1972年、特に1978年の中国改革開放以後、留学生・就学生として来日後、日本で就業・創業し、永久居留権を得て定住した中国出身者を指す。本研究では「在日中国人家庭」を、夫婦のどちらかが1970年代末期、または1980年代以降、来日した中国出身者に限定する。
21. 日本の「出入国管理及び難民認定法」によれば、外国人が日本に在留して行うことができる活動や身分、地位の種類を「在留資格」として類型化しており、「在留資格」は

27に分類されている。日本の大学・短期大学、大学院などに留学する場合は、「留学」の在留資格を取得することが必要である。また、この「留学」とは異なり、日本の高等学校や、一部日本語学校などで学ぶ場合は「就学」という在留資格となる。具体的なビザ種類による更新期間の違いについては、入国管理局公式サイト<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>（2006/06/30）を参照。

参考文献

- 秋吉祐子，1985，「中国の女性解放に関する実証的一試論——新中国建国後約10年間の女性就業政策」『中国研究月報』443：1-16。
- 費孝通，1947a，『郷土中国』三聯書店。
- 費孝通，1947b，『生育制度』商務印書館。
- 今村祐子・高橋道子，2004，「外国人母親の精神的健康に育児ストレスとソーシャルサポートが与える影響—日本人母親との比較—」『東京芸芸大学紀要1部門』55：53-64。
- 神田道子・女子教育問題研究会編，2000，『女子学生の職業意識』，勁草書房。
- 田中重人，1997，「高学歴化と性別分業——女性のフルタイム継続就業に対する学校教育の効果」『社会学評論』48(2)：130-142。
- 船橋恵子，2000，『『幸福な家庭』志向の陥穽—変容する父親像と母親規範』目黒依子・矢澤澄子編，『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社。
- Fong, S. & Peskin, H. (1969). Sex-role strain and personality adjustment of china-born students in America: A pilot study. *Journal of Abnormal Psychology*, 74：563-568.
- 橋爪きょう子他，2003，「在日外国人女性の精神鑑定例——異文化葛藤要因としての出産・育児」『犯罪学雑誌』69(2)：36-43。
- Hill, J. H. (1966). An analysis of a group of Indonesian, Thai, Pakistani, and Indian students' perception of their problems while enrolled at Indiana university. (Doctoral dissertation, Indiana University, 1966). *Dissertation Abstracts International*, 1966, 27, 2007A. (University Microfilms

- No.66-12, 657).
- 小山静子, 1991, 『良妻賢母という規範』 勁草書房.
- 木村田鶴子, 2004, 「中国における『婦女回家』論争と『段階性就業』改革・開放期における女性労働の潮流」『成蹊人文研究』12: 91-128.
- 李節子編, 1998, 『在日外国人の母子保健—日本に生きる世界の母と子—』 医学書院.
- 李節子, 2003, 「国際結婚と多民族化する日本人」『チャイルドヘルス』6(1): 45-55.
- 李節子, 2005, 「在日中国人の母子保健医療の現状と課題 —外国人の人口動態統計の分析—」『小児科臨床』58: 5-21.
- 牧野カツコ, 1981 「育児における〈不安〉について」『家庭教育研究紀要』第2号: 41-51.
- 牧野カツコ, 1982 「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究紀要』第3号: 34-56.
- 牧野カツコ, 1983 「働く母親と〈育児不安〉」『家庭教育研究紀要』第4号: 67-76.
- 松戸庸子, 1987, 「現代中国家族変動研究序説」『アジア研究』33(3, 4): 112-144.
- 松戸庸子, 1999, 「中国の家族」清水由文・蒺瀾緑編『変容する世界の家族』ナカニシヤ出版: 3-32.
- 新田文輝著・藤本直訳, 1992, 『国際結婚と子どもたち 異文化と共存する家族』 明石書店.
- 永瀬伸子, 1999, 「少子化の原因: 就業環境か価値観の変化か—既婚者の就業形態選択と出産時期の選択—」, 『人口問題研究』55(2): 1-18.
- 布田佳子他, 1995, 「国際育児相談のまとめ分析」『東京都衛生局学会誌』43: 940-950.
- 西村純子, 2001, 「性別分業意識の多元性とその規定要因」, 関東社会学, 『年報社会学論集』, 14: 139-150.
- 落合恵美子, 1989, 「育児援助と育児ネットワーク」『家族研究』1: 109-133.
- 落合恵美子, 1994, 『21世紀家族へ』, 有斐閣.
- 落合恵美子, 2004, 「アジアの共働き社会における子育てを支えるもの—中国・タイ・シンガポールの場合」『現代のエスプリ』429: 93-107.
- 落合恵美子, 山根真理他, 2004, 「変容するアジア諸社会における育児援助ネットワークとジェンダー —中国・タイ・シンガポール・台湾・日本—」『教育学研究』71(4): 2-17.
- Porter, R. D. (1962). A personal study of 1,105 foreign graduate students at the University of Washington (Doctoral Dissertation, University of Washington, 1962). Dissertation Abstracts. 1963, 24, 164 (University Microfilm. No. 63-4, 437).
- 潘允康・柳明編, 1994, 『当代中国家庭大変動』, 広東人民出版社.
- 清水嘉子, 2002, 「在日韓国・中国・ブラジル人の母親の育児ストレス—日本の母親との比較から」『母性衛生』43(4): 530-540.
- 渡辺洋子他, 1995, 「在日外国人が日本の母子保健医療に望むもの」『母性衛生』36: 337-347.
- 瀬地山角, 1996, 『東アジアの家父長制』 勁草書房, 313-320を参照.
- 鈴木未来, 1999, 「改革開放以後の中国における家族問題」, 『立命館産業社会論集』35(2): 73-93.
- 鈴木未来, 2000, 「現代中国における『格差』の特徴と家族生活への影響」, 『立命館産業社会論集』36(3): 71-87.
- 筑波優子他, 1996, 「在日外国人母親への母子保健に関する実態調査」『日本公衆衛生雑誌』42: 545-555.
- 大和礼子, 1995, 「性別役割分業意識の2つの次元—『性による役割振り分け』と『愛による再生産役割』」, 『ソシオロジ』40(1): 109-126.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ: 家族と愛情のパラドックス』, 新曜社.
- 鄭楊, 2003, 「中国都市部の親族ネットワークと国家政策」『家族社会学研究』14(2): 88-89.

A Study on Childcare Patterns of Chinese Families in Japan : Through a Case Study of a Chinese Family Living in Kansai

Yang ZHENG

This paper will analyze childcare patterns of Chinese families in Japan, with a focus on childcare support. As of today most researchers have examined childcare of foreign families in Japan only on their Japanese ability, without paying attention to their visa type, the influence of culture, and family income.

This paper investigates the effect of visa type, the culture of childcare, and family income on childcare support. The finding is that although they live in Japan, Chinese families still depend on a kin network. However childcare patterns are affected by parents' visa type and family income. The different trends in childcare patterns can be observed as follows: (1) the childcare pattern by the family of overseas students is dependent on a network. (2) the childcare pattern by a working family is a selection. (3) the childcare pattern by international families is an independent pattern.

Keywords : Chinese families in Japan, childcare support, childcare role, maternal roles, kin network